

クボタグループ CSR 調達ガイドライン

お取引先様へのお願い事項

2010年12月制定

2016年12月改訂

株式会社 クボタ

はじめに

グローバル化の加速と地球環境の変化の兆しの中で、クボタグループは従来の企業理念を見直し、クボタグループ企業理念「クボタグローバルアイデンティティ」を2012年に制定しました。その中で私たちの使命として、『人類の生存に欠かすことのできない食料・水・環境。クボタグループは、優れた製品・技術・サービスを通じ、豊かで安定的な食料の生産、安心な水の供給と再生、快適な生活環境の創造に貢献し、地球と人の未来を支え続けます。』というミッションを位置づけました。この考え方を実現するために、企業を取り巻くステークホルダー（利害関係者）の満足を図り、経済価値・社会価値・環境価値という3つの価値のバランスをとりながら、企業全体の価値を高めるというCSR経営を引き続き推進して参ります。

CSR経営を推進する中で、クボタグループの製品の品質、価格、性能に加え、それらがどのように作られているのかといった製品・サービスが生み出される事業プロセス全体に対するお客さまの関心が益々高まってきております。つきましては、重要な役割を担っているお取引先様とCSRの共通認識を持ち、CSRに協調して取り組んでいくことが必要と考えております。お客さまにおかれましては、本ガイドラインを参考にいただきより一層CSR活動を推進していただきますようご協力とご理解をお願い申し上げます。

「クボタグループCSR調達ガイドライン」 目次

I. クボタグループのミッション

II. クボタグループCSR調達ガイドラインの目的

III. 適用範囲

IV. クボタグループCSR調達ガイドライン

1. お客様の満足 4
 - (1) 製品安全と優れた品質
 - (2) お客様のご要望・ご不満への対応
 - (3) 適切な広告・表示
2. 法令遵守と倫理に基づいた企業活動 5
 - (1) 法令遵守と企業倫理は企業活動の基本条件
 - (2) 各国・各地域の法令と国際ルールへの遵守
 - (3) 不正行為の早期発見と未然防止
 - (4) 競争関係法令への遵守
 - (5) 公正で透明な取引
 - (6) 社内ルールへの遵守
 - (7) 会社の正当な利益に反する行為の禁止
 - (8) 会社資産の保全
 - (9) 知的財産権の尊重と活用
 - (10) 機密情報の管理
 - (11) 電子情報のセキュリティ
3. 人権の尊重 6
 - (1) 人権の尊重
 - (2) セクシュアル・ハラスメントなどの禁止
 - (3) 個人情報の保護
4. 安全で活気に満ちた職場の形成 7
 - (1) 安全衛生・健康管理の徹底
 - (2) 活気に満ちた職場の形成
5. 地球環境・地域環境の保全 7
 - (1) すべての企業活動における環境保全への取り組み
 - (2) 地球環境保全への取り組み
 - (3) 地域社会との共生を図る環境保全への取り組み
 - (4) 自主的、計画的な環境保全への取り組み

| | |
|-----------------------------------|----------|
| 6. 国際社会・地域社会との共生 | 8 |
| (1) 各国・各地域の文化・習慣の尊重 | |
| (2) 輸出入関係法令の遵守 | |
| (3) 反社会的勢力との関係遮断 | |
| (4) 政治・行政への対応 | |
| (5) 接待・贈答・贈与 | |
| (6) 社会への貢献 | |
| (7) 安全運転の徹底 | |
| 7. 経営の透明性の向上と説明責任の履行 | 9 |
| (1) 企業情報の適時・適切な開示 | |
| (2) 適正な会計処理 | |
| (3) 内部監査の重視 | |
| (4) インサイダー取引の禁止 | |

I. クボタグループのミッション

『人類の生存に欠かすことのできない食料・水・環境。

クボタグループは、優れた製品・技術・サービスを通じ、豊かで安定的な食料の生産、安心な水の供給と再生、快適な生活環境の創造に貢献し、地球と人の未来を支え続けます。』

II. クボタグループCSR調達ガイドラインの目的

本ガイドラインは、CSR(企業の社会的責任)の観点からお取引先様に取り組んでいただきたい項目を示すことで、クボタグループとお取引先様が協力してCSR経営を推進していくことを目的とします。

III. 適用範囲

本ガイドラインは、クボタグループの資材・調達(外注、外注工事、設備購入、プログラム、製図作業等の作成委託を含む)業務を行う部門のお取引先様に適用します。

IV. クボタグループCSR調達ガイドライン

1. お客様の満足

お取引先様には、お客様のために、製品安全と優れた品質の確保に努めるとともに、お客様のニーズに適合した魅力あふれる製品・技術・サービスを提供し、お客様の満足と信頼を追求するようお願いいたします。

※以下、「お客様」とは、①クボタグループの製品・技術・サービスを利用してくださいの方、②クボタグループをいいます。

(1) 製品安全と優れた品質

- ・お客様の満足と信頼を得るために、安全で優れた品質の製品・技術・サービスの提供に努める。そのために、法令や規格・基準に適合することはもちろん、開発から製造、販売、サービスにいたる各業務プロセスで、担当部門が責任を持って安全性と優れた品質の確保に努める。
- ・万一、安全上の問題がありうると判明した時は、関係部門に迅速かつ正確に報告し、問題の解決と拡大防止に努める。

(2) お客様のご要望・ご不満への対応

- ・お客様からご要望・ご不満をいただいた場合は、お客様の立場に立って、迅速かつ的確に対応する。
- ・お客様からいただいたご要望・ご不満を品質の改善とクレームの未然防止につなげ、必要な情報開示を適切に行う。

(3) 適切な広告・表示

お客様に商品の特徴などを正しく伝える。商品の広告や表示にあたっては、性能や品質、価格を誤認させるような表現や表示は行わない。

2. 法令遵守と倫理に基づいた企業活動

お取引先様には、各国・各地域の関係法令およびその精神を遵守し、社会的倫理や良識に従った企業活動を行うようお願いいたします。

(1) 法令遵守と企業倫理は企業活動の基本条件

法令遵守と企業倫理の堅持は企業活動を進めて行く基本条件であることを認識し、企業活動のあらゆる局面において、法令および企業倫理を遵守し、誠実に業務を遂行する。

(2) 各国・各地域の法令と国際ルールへの遵守

- ・各国・各地域の法令を十分調査して遵守し、適正な企業活動を行う。
- ・国際取引において、条約、協定などの国際ルールを遵守する。

(3) 不正行為の早期発見と未然防止

- ・業務に関して、法令や企業倫理に違反する疑いがある場合は、上司や担当部門に報告するか、社内の通報窓口にご相談・連絡する。
- ・通報者のプライバシー保護を徹底し、通報者に対して通報したことを理由に不利益な扱いは一切行わない。

(4) 競争関係法令の遵守

「公正かつ自由な競争」を尊重する。独占禁止法、その他の競争関係法令を遵守し、違法行為に関与しない。

(5) 公正で透明な取引

- ・様々な取引先との間に、開かれた取引関係を基本にした公正で透明な関係を築く。
- ・法令遵守と社会的責任への取り組みを取引先にも促す。
- ・発注者の立場を利用して、取引先に金品や特別扱いを求めるような行為は行わない。

(6) 社内ルールの遵守

各種の社内ルールに従い、誠実に業務に取り組む。

(7) 会社の正当な利益に反する行為の禁止

役員・従業員としての立場を利用して、会社の正当な利益に反して個人の利益を図ることは行わない。

- (8) 会社資産の保全
- ・土地、建物、機械設備、事務用品などの会社資産を、業務目的以外には使用しない。
 - ・パソコン、パソコン上のソフトウェアや情報システムなどの情報資産も、業務目的以外には使用しない。
- (9) 知的財産権の尊重と活用
- ・特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウなどの他者の知的財産権を尊重し、不正な使用は行わない。
 - ・自社の知的財産が他者によって不正に使用されないよう、適切に管理・保全する。
 - ・自社の知的財産を有効に活用する。
- (10) 機密情報の管理
- ・営業・技術・経営・個人情報などの機密情報（社外に公開されていない業務上の情報の全て）を、法令と社内ルールに従い適切に管理する。
 - ・退職後もそれらの情報を、電子情報・紙情報にかかわらず、許可なく持ち出したり、利用・開示しない。
 - ・情報を入手する場合は、正当な権限を有する者から正当な方法で入手する。
- (11) 電子情報のセキュリティ
- 電子情報の漏えいや、他者による盗用、改ざんが発生しないよう法令と社内ルールに従い適切に管理し、情報セキュリティを徹底する。

3. 人権の尊重

お取引先様には、「世界人権宣言」に則り、すべての人の尊厳と権利を尊重し人権侵害を行わないこと、また、プライバシーの尊重と、個人情報の保護に努めるようお願いいたします。

（※世界人権宣言とは、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、1948年に国連総会において採択されました。）

- (1) 人権の尊重
- ・世界人権宣言を支持し、すべての人の人権を尊重する。
 - ・国籍、人種、年齢、性別など、いかなる事由による差別も人権侵害も行わない。
 - ・強制労働や児童労働を認めず、取引先に対しても、その旨を要請する。
 - ・反政府武装勢力の資金源となっている紛争鉱物^(※)の使用を禁止するよう推進し、万一、紛争鉱物の使用が判明した場合は、速やかに不使用化に向けて取り組む。
- （※）コンゴ民主共和国及びその周辺国において、非人道的行為を繰り返す反政府武装勢力が資金源としている当該地域で産出されるタンタル、スズ、タングステン、金とその派生物

- (2) セクシュアル・ハラスメントなどの禁止
セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、いじめなどの人権侵害を認めない。お互いを大切なパートナーと考え、豊かな人間関係を築くように努める。
- (3) 個人情報の保護
お客様および役員・従業員などのプライバシーと個人情報の重要性をよく認識し、法令と社内ルールに従って適切に取り扱い、個人情報の紛失、漏えいなどの防止に努める。

4. 安全で活気に満ちた職場の形成

お取引先様には、安全で健康的な職場環境の維持、向上に努めるようお願いします。また、従業員の多様性・創造性・挑戦意欲を尊重し、活気に満ちた職場づくりを進めるようお願いします。

- (1) 安全衛生・健康管理の徹底
 - ・働く人の安全と健康を守るため、設備や作業方法の安全化に取り組み、職場にひそむ危険有害要因の除去に努める。
 - ・それぞれの持ち場で法令と社内ルールを遵守して安全な作業を行う。特に、経営幹部は、安全衛生・健康管理を事業運営の基本において、設備や機械の改善と快適な職場づくりに努め、安全衛生・健康管理の責任を果す。
- (2) 活気に満ちた職場の形成
 - ・明るい活気に満ちた職場づくりに努める。
 - ・コミュニケーションを円滑にし、お互いの心身の健康に配慮するよう努める。
 - ・従業員の多様性・創造性を尊重し、常に変化に挑戦する。

5. 地球環境・地域環境の保全

お取引先様には、地球規模で持続的な発展が可能な社会の実現をめざし、地球環境・地域環境の保全に貢献できる企業行動を行うようお願いします。

(詳細は「クボタグループグリーン調達ガイドライン」を参照下さい。)

- (1) すべての企業活動における環境保全への取り組み
 - ・調達、製品開発、生産、販売、物流、サービスなど企業活動のすべての段階で環境保全を推進する。
 - ・取引先に対しても、環境保全活動への理解と協力を得るよう努める。
- (2) 地球環境保全への取り組み
 - ・地球温暖化の防止、循環型社会の形成、化学物質の管理を推進することにより、地球環境保全に貢献する。

- ・環境問題の解決に資する技術と製品を開発し、社会に提供することにより、地球環境保全に貢献する。
 - ・自然環境や生物多様性に配慮した企業活動に努める。
- (3) 地域社会との共生を図る環境保全への取り組み
- ・環境リスクの低減に努め、環境汚染の未然防止など地域環境の保全に配慮した企業活動を推進する。
 - ・地域の環境美化・環境啓発活動に積極的に参画するよう努める。
- (4) 自主的、計画的な環境保全への取り組み
- ・環境マネジメントシステムを導入し、自主的・具体的な目標と行動計画を定めて、日常の業務を推進する。
 - ・環境に関する啓発・教育活動を推進し、環境意識の向上に努める。
 - ・ステークホルダーに対して、積極的に環境情報を発信するよう努める。
 - ・環境コミュニケーションを通じてステークホルダーの意見を幅広く収集し、環境保全活動に反映するよう努める。

6. 国際社会・地域社会との共生

お取引先様には、各国・各地域の文化・習慣を尊重し、地域社会とのコミュニケーションを通じて信頼関係を築き、良き市民として社会との共生を図るようお願いいたします。

- (1) 各国・各地域の文化・習慣の尊重
各国・各地域の歴史や社会事情を十分理解し、文化・習慣を尊重する。
- (2) 輸出入関係法令の遵守
国際的な平和・安全維持の観点から、貨物・技術などの輸出入にあたっては、関係法令と社内ルールを遵守する。
- (3) 反社会的勢力との関係遮断
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨み、警察などの機関と連携して関係遮断を徹底する。反社会的勢力からの不当な要求には絶対に応じない。
- (4) 政治・行政への対応
- ・関係法令を遵守し、違法な政治献金や賄賂の提供にあたる行為は行わない。政治献金や寄付などを行う場合は、法令と社内ルールを遵守する。
 - ・外国公務員などに対しても、贈賄行為を行わない。

- (5) 接待・贈答・贈与
社会的な常識の範囲を超える接待・贈答・贈与の授受は行わない。特に、不正な利益などの取得を目的とする接待・贈答・贈与は一切行わない。
- (6) 社会への貢献
社会・教育・文化支援活動や、地域社会との交流、美化活動、ボランティア活動などに積極的に参画するよう努める。
- (7) 安全運転の徹底
常に交通関係法令・ルールを遵守し、安全運転を徹底する。

7. 経営の透明性の向上と説明責任の履行

お取引先様には、適時かつ適切に企業情報を開示し、企業活動の透明性を高め説明責任を履行するようお願いいたします。

- (1) 企業情報の適時・適切な開示
 - ・関係法令に従い、適切な時期、方法により、経営内容、事業活動などについての適正な企業情報を開示する。
 - ・株主・投資家をはじめ、消費者、従業員、地域社会などの幅広いステークホルダーと積極的にコミュニケーションを図り、企業活動の透明性を高め、説明責任を果たす。
- (2) 適正な会計処理
売上の計上や経費の支出などの会計処理を、関係法令、会計基準および社内ルールに則り、適正に行う。
- (3) 内部監査の重視
財務報告や業務活動に関する内部監査を重視し、業務の品質向上に努める。
- (4) インサイダー取引の禁止
増資、減資、合併、提携などの未公表の重要な内部情報に基づき、自社や関係先の株式売買などを行う「インサイダー取引」や、「インサイダー取引と疑われかねない行為」は行わない。また、家族を含む第三者にこれらの情報を漏らさない。

以 上